

古物営業法の規定に基づく立入りの際に警察官が携帯し又は提示する証票に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

奈良県公安委員会

委員長 岡本好央

奈良県公安委員会規則第7号

古物営業法の規定に基づく立入りの際に警察官が携帯し又は提示する証票に関する規則を廃止する規則

古物営業法の規定に基づく立入りの際に警察官が携帯し又は提示する証票に関する規則（平成15年3月奈良県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。